

障害者自立支援基盤整備事業（「開設準備経費」、「大規模な生産設備整備」）について

1 概要

(1) 対象事業者

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、地方公共団体等

(2) 対象経費・補助基準額

区分	対象経費	補助基準額
開設準備経費	居宅介護事業所等が開設に当たって必要となる初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）に係る経費	1,000,000円以内
大規模な生産設備整備	就労継続支援事業所に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備	100,000,000円以内

(3) 補助率

10/10（国10/10）

(4) 開設準備経費について

- ・対象施設は、居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、CH及びGHとする。
- ・CH、GHについては、共同生活住居を追加する場合も対象とし、補助基準額を1共同生活住居あたり1,000,000円以内とする。

(5) 大規模な生産設備整備について

- ・対象施設は、就労継続支援事業所（原則として工賃倍増5ヵ年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」※を活用する施設）とする。
- ※障害者所得アップコンサルティング事業

(4) 採択協議

予算額の範囲で実施（実施期間：平成21年度から平成23年度）

2 平成21年度スケジュール案

ニーズ調査	ヒアリング	補助金内示	補助金交付決定	事業完了期限	実績報告	補助金額の確定	補助金精算払い
H21.9 月上旬	H21.9 月下旬	H21.10 月中旬	H21.10 月下旬	H22.2 末	H22.2 末	H22.3 末	H22.3 末

※ ニーズ調査については、予め全体の事業ニーズを把握するために実施するものであることから、平成21年度から平成23年度における整備計画を対象とする。

障害者自立支援基盤整備事業実施要領

第1 趣旨

障害者自立支援基盤整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の目的

本事業は、既存施設等が障害者自立支援法に基づく新体系へ移行する場合等に必要となる次の第4（2）に掲げる対象事業に要する経費を助成することにより、新体系におけるサービスを実施するための基盤整備を促進することを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人、地方公共団体等とする。

第4 事業の内容等

（1）対象施設

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等に移行した事業所又は移行する予定の施設、
障害児の児童福祉施設

（2）対象事業及び補助額

（単位：円）

区分		対 象 事 業	補 助 額
施設整備	改修	① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事	20,000,000
		② ケアホーム等を実施するアパート等の消防法令適合のための改修工事	2,000,000
		③ 居宅介護事業等及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事	5,000,000
		④ その他障害者自立支援基盤整備に資する改修工事	20,000,000
	増築	① 生産事業等のための作業スペースの設置（増築）	20,000,000
		② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事（増築）	20,000,000
		③ N I C Uの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事	20,000,000
		④ その他障害者自立支援基盤整備に資する増築工事	20,000,000
備品購入	① 就労移行支援等に必要な備品設備 ※対象事業 就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練	5,000,000	
	② N I C Uの退院児童受入のための人工呼吸器等 ※対象施設・事業 重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業	5,000,000	
開設準備経費	居宅介護事業所等が開設に当たって必要となる経費 ※対象施設 居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム ※対象経費 初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）	1,000,000	
大規模な生産設備	大規模な生産設備 ※対象事業 就労継続支援事業所（原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象）	100,000,000	

第5 県の補助

障害者自立支援基盤整備事業実施要領に基づき実施する補助事業の経費については、事業ニーズ調査及び事業の採択協議により知事が必要と認めた額とし、予算の範囲内で行うものとする。

第6 新体系への移行のために必要となる事業調査等

(1) 事業ニーズ調査

本事業の総需要量を把握するため、各法人に対する事業ニーズ調査を実施する。

(2) 調査対象等

事業ニーズ調査は、平成21年度、平成22年度又は平成23年度に本事業に係る補助金の交付を希望する全ての事業を対象として平成21年度に実施する。

第7 事業の採択協議

(1) ヒアリングの実施

事業内容の把握、施設の運営状況等を確認するため、事業ニーズの調査に基づき基盤整備事業を計画する全事業について法人単位にヒアリングを実施する。

(2) ヒアリング資料

基盤整備事業計画書及び同計画書の記載内容を証する資料（計画平面図、設計書、見積書等）

(3) 協議方針

- ①単年度で完了する事業であること。
- ②障害者自立支援法の理念を効果的に実現する事業を優先する。
 - ・ 障害福祉計画との整合、地域生活移行促進、就労支援、工賃の向上等
- ③利用者へのサービス向上に重点を置いた施設運営に資する事業を優先する。
- ④早期に新体系へ移行する施設を優先する。
- ⑤民間法人が実施する事業を優先する。
- ⑥木材利用の積極的活用を図る事業を優先する。

第8 補助金交付等

(1) 補助金の内示

ヒアリングに基づき、平成21年度、平成22年度及び平成23年度に採択する事業に対して年度ごとに補助金の内示を行う。

(2) 補助金の交付決定

栃木県補助金等交付規則、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領及び補助金の内示に基づく、補助金交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと知事が認めるときは補助金の交付決定をする。

(3) 補助金の交付

補助金の交付は精算払いとする。